

令和6年第2回国東市議会定例会 提出議案

報告 第5号	令和5年度国東市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について	P 1
報告 第6号	令和5年度国東市下水道事業特別会計予算繰越計算書の報告について	P 3
報告 第7号	令和5年度国東市工業用水道事業特別会計予算繰越計算書の報告について	P 5
報告 第8号	国東市土地開発公社の経営状況の報告について	P 7
報告 第9号	公益社団法人国東市農業公社の経営状況の報告について	P 8
議案 第38号	令和6年度国東市一般会計補正予算(第1号)	P 9
議案 第39号	国東市税特別措置条例の一部改正について	P 10
議案 第40号	国東市資金リスクマネジメント条例の一部改正について	P 11
議案 第41号	国東市新型コロナウイルス感染症緊急対策特別資金特別融資利子補給基金条例の一部改正について	P 13

報告 5件

議案 4件

計 9件

報告第 5 号

令和 5 年度国東市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

令和 5 年度国東市一般会計予算について、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 213 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 146 条第 2 項の規定により報告する。

令和 6 年 5 月 30 日提出

国東市長 松 井 督 治

令和5年度 国東市 一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位:円)

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左 の 財 源 内 訳					
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源	
						国・県支出金	起債	その他		
2	総務費	3 戸籍住民基本台帳費	社会保障・税番号制度システム整備事業	15,760,000	15,760,000		14,467,000			1,293,000
3	民生費	1 社会福祉費	【コロナ】 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援事業	91,690,000	91,690,000					91,690,000
			【コロナ】 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援事業(事務費)	1,309,000	1,309,000					1,309,000
4	衛生費	1 保健衛生費	新型コロナウイルスワクチン接種事業	6,648,000	6,648,000		4,292,000			2,356,000
			【コロナ】 省エネ家電購入費補助事業	20,000,000	20,000,000					20,000,000
8	土木費	2 道路橋梁費	【応援】 道路維持費	17,819,000	17,819,000					17,819,000
			市単独道路新設改良事業(安岐)	7,559,000	7,559,000			4,200,000		3,359,000
			市単独道路新設改良事業(国東)	12,447,000	12,447,000			9,500,000		2,947,000
			武蔵川橋梁架替事業(交付金事業)	47,871,000	47,871,000		16,648,000	29,600,000		1,623,000
10	教育費	6 保健体育費	【コロナ】 体育館照明LED化事業	24,814,000	24,814,000					24,814,000
11	災害復旧費	1 農林水産業施設災害復旧費	農地災害復旧事業	9,426,000	9,426,000		4,880,000		698,000	3,848,000
			農業用施設災害復旧事業	30,412,000	30,412,000		12,435,000		932,000	17,045,000
		2 公共土木施設災害復旧費	道路橋梁災害復旧事業	13,113,000	13,112,000		1,619,000	700,000		10,793,000
合 計				298,868,000	298,867,000		54,341,000	44,000,000	1,630,000	198,896,000

令和6年5月30日提出  
国東市長 松井 督治

報告第 6 号

令和 5 年度国東市下水道事業特別会計予算繰越計算書の報告について

令和 5 年度国東市下水道事業特別会計予算について、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 26 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、同条第 3 項の規定により報告する。

令和 6 年 5 月 30 日提出

国東市長 松 井 督 治

## 令和5年度 国東市下水道事業特別会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						企業債	国県補助金	工事負担金	損益勘定留保資金等			
1 資本的支出	1 建設改良費	管路建設改良費 (管路等設備整備事業)	円 20,000,000	円 20,000,000	円 20,000,000	円 9,300,000	円 10,000,000	円 700,000	円	円	県の発注した土木工事との協議に不測の日数を要したため。	
		処理場建設改良費 (処理場設備整備事業)	28,800,000	12,790,000	16,010,000	7,600,000	8,000,000	410,000			工事計画の協議に不測の日数を要したため。	
合 計			48,800,000	12,790,000	36,010,000	16,900,000	8,000,000	10,000,000	1,110,000			

令和6年5月30日提出

国東市長 松井 督治

報告第7号

令和5年度国東市工業用水道事業特別会計予算繰越計算書の報告について

令和5年度国東市工業用水道事業特別会計予算について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第1項の規定に基づき、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、同条第3項の規定により報告する。

令和6年5月30日提出

国東市長 松井督治

## 令和5年度 国東市工業用水道事業特別会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						企業債	国県補助金	工事負担金	損益勘定留保資金等			
1	1	施設改良費 (第1工業用水配水池整備事業)	円 4,587,000	円	円 4,587,000	円	円	円	円	円		工業用水供給先との調整に不測の日数を要したため。
合 計			4,587,000		4,587,000				4,587,000			

令和6年5月30日提出

国東市長 松井 督治

報告第 8 号

国東市土地開発公社の経営状況の報告について

国東市土地開発公社の経営状況について、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 243 条の 3 第 2 項の規定により別紙のとおり報告する。

令和 6 年 5 月 30 日提出

国東市長 松 井 督 治

報告第 9 号

公益社団法人国東市農業公社の経営状況の報告について

公益社団法人国東市農業公社の経営状況について、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 243 条の 3 第 2 項の規定により別紙のとおり報告する。

令和 6 年 5 月 30 日提出

国東市長 松 井 督 治

議案第 38 号

令和 6 年度国東市一般会計補正予算(第 1 号)

令和 6 年度国東市一般会計補正予算(第 1 号)を別紙のとおり定める。

令和 6 年 5 月 30 日提出

国東市長 松 井 督 治

議案第39号

国東市税特別措置条例の一部改正について

国東市税特別措置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年5月30日提出

国東市長 松 井 督 治

国東市税特別措置条例の一部を改正する条例

国東市税特別措置条例（平成18年国東市条例第67号）の一部を次のように改正する。  
第5条第1項中「特定業務施設」の次に「及び同号に規定する特定業務児童福祉施設のうち当該特定業務施設の新設に併せて整備されるもの」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の国東市税特別措置条例の規定は、施行日以後に新設され、又は増設される設備について適用し、施行日前に新設され、又は増設された設備については、なお従前の例による。

提案理由 地域再生法の一部を改正する法律の施行に伴って、関連省令の一部が改正されたため、本条例の一部を改正する必要があるので提出する。

## 議案第 40 号

### 国東市資金リスクマネジメント条例の一部改正について

国東市資金リスクマネジメント条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 5 月 30 日提出

国東市長 松 井 督 治

### 国東市資金リスクマネジメント条例の一部を改正する条例

国東市資金リスクマネジメント条例(令和元年国東市条例第19号)の一部を次のように改正する。

目次中

- 「第3章 市長等及び職員による日常的評価（第10条-第12条）
- 第4章 監査委員及び議会による独立的評価（第13条・第14条）
- 第5章 内部統制及び戦略の見直し並びに情報の共有（第15条・第16条）
- 第6章 委任（第17条）」

を

- 「第3章 市長等及び職員による日常的評価（第10条-第13条）
- 第4章 監査委員及び議会による独立的評価（第14条・第15条）
- 第5章 内部統制及び戦略の見直し並びに情報の共有（第16条・第17条）
- 第6章 委任（第18条）」

に改める。

第3条第12号中「地方自治法」を「法」に改め、同号を同条第13号とし、同条第11号中「地方自治法（昭和22年法律第67号）」を「法」に改め、同号を同条第12号とし、同条中第7号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

- (7) 現金等取扱管理 職員が、現金等を直接収納し指定金融機関又は収納代理金融機関に払込むまでの業務及び地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第232条の5第2項の規定により資金前渡された現金を管理する業務のことをいう。

第4条第1項中「の現金等取扱管理」及び「管理」を削る。

第6条を次のように改める。

（現金等出納及び保管に係るリスク対応）

第6条 市長等は、現金等出納保管に関する不正又は誤り防止を行うために、会計規程を整備し、現金等出納保管改善戦略を策定し、実行するものとする。

第7条中「係る」を「関する安全性を優先した最善の業績追求をするために、」に、「年次戦略」を「年次資金調達・運用戦略」に改める。

第17条を第18条とする。

第5章中第16条を第17条とし、第15条を第16条とする。

第14条第1項中「第12条」を「第13条」に改め、第4章中同条を第15条とする。

第13条の見出し中「現金取扱管理及び準公金管理」を「現金等出納保管」に改め、同条第1項及び第2項を次のように改める。

市長は、第11条第1項及び第2項に規定する内部統制報告書並びに第12条第2項に規定する現金等出納保管改善実績報告書を1月20日までに監査委員の審査に付さなければならない。

2 監査委員は、前項の内部統制報告書及び現金等出納保管改善実績報告書に基づいて、戦略の執行状況を審査し、必要により試査を行った上で、市長に審査意見書を提出しなければならない。

第13条第3項中「準公金改善報告書」を「現金等出納保管改善実績報告書」に改め、同条を第14条とする。

第12条の見出し及び同条中「年次戦略」を「年次資金調達・運用戦略」に改め、第3章中同条を第13条とし、第11条の次に次の1条を加える。

(現金出納保管改善戦略と実績評価)

第12条 市長は、監査委員及び議会に現金等出納保管改善戦略を提出し、公表しなければならない。

2 市長は、現金等出納保管改善戦略に関する実績報告書(以下「現金等出納保管改善実績報告書」という。)を作成しなければならない。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由 現金等出納及び保管に係る不正又は誤りに関するリスクの防止等に関し、内部統制に加え、戦略を策定・実行する体制を作るため、本条例の一部を改正する必要があるので提出する。

議案第 41 号

国東市新型コロナウイルス感染症緊急対策特別資金特別融資利子補給  
基金条例の一部改正について

国東市新型コロナウイルス感染症緊急対策特別資金特別融資利子補給基金条例の  
一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 5 月 30 日提出

国東市長 松 井 督 治

国東市新型コロナウイルス感染症緊急対策特別資金特別融資利子補給  
基金条例の一部を改正する条例

国東市新型コロナウイルス感染症緊急対策特別資金特別融資利子補給基金条例（令  
和 3 年国東市条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「令和 7 年 3 月 31 日」を「令和 9 年 3 月 31 日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由 大分県が令和 2 年 3 月 4 日に創設した「新型コロナウイルス感染症緊急対  
策特別資金特別融資」の取扱期間が、令和 6 年 3 月 31 日に終了したことに  
伴い、利子補給対象事業者が基金を活用する期間にあわせ期限を延長する必  
要があるので提出する。